

論点から導き出される個別施策（案）

第 1 節－ 1 介護予防に資するサービスの充実

分類	個別施策（案）	内容	第 2 回専門部会 「資料 5」に 対応する論点
	「健康長寿のまち武蔵野」の推進	・介護予防・日常生活アンケートによる地域診断やKDB（国保データベース）の分析結果を共有し、介護予防事業関連部署、団体による「介護予防事業連絡調整会議」にて連携しながら、介護予防の普及・啓発や各種講座を開催するなど、介護予防に取り組むためのきっかけづくりや、フレイル予防・介護予防の取組みを推進します。 ・市民主体の活動とともに、民間企業やNPO等と連携、デジタル技術の活用等によりフレイル予防事業の実施数の増加及び内容の多様化を目指す取組みを検討します。	論点①
	口腔機能の維持・向上や食に対する意識向上と栄養改善の取組み	・「歯つらつ健康教室（口腔ケアプログラム）」、「協力歯科医事業」、「在宅高齢者訪問歯科健診事業」等を通じて、高齢者の口腔機能の維持・向上のための支援体制の充実を図ります。 ・市の協力栄養士による「高齢者食事学事業」や「おいしく元気アップ教室」等の講座や会食サービスを通じて、高齢者の栄養の改善とフレイル予防、重度化防止を図ります。	論点①

第 1 節－ 2 高齢者の社会参加の機会の確保

分類	個別施策（案）	内容	第 2 回専門部会 「資料 5」に 対応する論点
	住民主体の介護予防活動への支援の充実	・自主的な介護予防の活動の充実を図り、参加を促進するため、地域のリハビリ専門職等の参画を得ながら高齢者の通いの場に体操その他のプログラムの講師を派遣します。	論点①
	生きがいづくりのための主体的な活動への支援	・高齢者が生きがいを持って充実した日々を送れるよう、趣味、文化・芸術、スポーツを通じて自己実現を図れる仕組みづくりを推進します。高齢者の主体的な活動支援に引き続き取り組みます。	論点①
	老人クラブ活動継続の支援	・高齢者の生きがいづくりや健康づくり、介護予防、見守り活動等の地域を支える役割を担う老人クラブの活動継続を支援します。	論点①
拡充	地域における就労を含めた幅広い社会参加の機会の拡充	・高齢者が本人の意向により、心身の状態及び生活の状況などに合わせて社会参加を継続できるよう、一人ひとりにあった柔軟な情報提供を行うとともに、ボランティア、地域活動、生涯学習、健康づくり、就労などに関わる、多様な社会資源の連携を進めます。 ・シルバー人材センターについて、事務局機能の強化を含め、活性化に向けた支援に取り組み、会員の就業並びに社会奉仕等の活動機会の拡充を図ります。 ・高齢者がそれまで培った知識、経験、スキルを生かすことができるよう、就労や社会参加に関する相談支援やマッチングを行い、地域における就労を含めた幅広い社会参加の機会の拡充を図ります。	論点④

第1節ー3 市民が主体となる地域活動の推進

分類	個別施策（案）	内容	第2回専門部会 「資料5」に 対応する論点
	いきいきサロン事業 の推進	・「近所、支え合い、健康づくり」により介護予防及び健康寿命の延伸を図るいきいきサロンについて、各丁目への設置を最終的な目標として開設を支援していきます。 ・いきいきサロンの運営の担い手や活動場所の確保等の課題解消に向け、引き続き検討を進めます。	論点①
拡充	地域の自主的な取組 みの支援	・各在宅介護・地域包括支援センターに配置した生活支援コーディネーターを中心に、いきいきサロンをはじめとした地域住民が自主的に運営する多様な通いの場の立上げや運営等を支援します。 ・社会資源情報検索システム（社会資源マップ）により、市民をはじめケアマネジャーや家族などが自ら必要な情報を入手できるよう支援します。 ・桜堤地区での分野を超えた事業所・団体間の交流や世代間交流ができる「テンミリオンハウス」、多世代・共生社会推進プログラムに取り組む「いきいきサロン」、都内初の地域共生型サービス指定を受けた「地域密着型通所介護事業者」など、本市ならではの社会資源が存在します。今後は、地域共生社会の理念を共有し、これら地域の特性や社会資源を活かした取り組みにつながるよう、必要な支援を行います。	論点①
	テンミリオンハウス 事業の推進	・利用者の社会参加、地域の住民（団体）による運営、空き家の有効活用など、「身近で、小規模で、軽快なフットワーク」で実施するテンミリオンハウス事業を推進するため、空白地域の事業実施場所の確保等の課題解消に向け、引き続き検討を進めます。 ・各施設の劣化度に応じて必要な改修修繕を行い、テンミリオンハウス事業を安全に継続して実施します。 ・利用者の適切な介護サービスの利用、運営団体の負担軽減、新規利用者の待機解消を図るため、在宅介護・地域包括支援センター等の関係機関との連携強化を支援します。	論点①
拡充	移送サービス（レモ ンキャブ）事業の推 進	・新たな予約・運行管理や予約方法、高齢者の移動手段の総合的な情報提供の仕組みの検討を行い、運行管理者の負担軽減と業務の効率化、利用者のサービスの向上を図ります。	論点②
	シニア支え合いポイ ント制度の推進	・シニア支え合いサポーターの登録の促進及び協力施設・団体等の活動の場の拡大により、市民共助の取組みをさらに推進し、介護福祉人材の裾野の拡大も図ります。	論点②

第1節－4 介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な運営

分類	個別施策（案）	内容	第2回専門部会 「資料5」に 対応する論点
	在宅介護・地域包括支援センターによる介護サービス未利用者の実態把握	・在宅介護・地域包括支援センターが介護サービス未利用者の生活実態を認定更新時期に把握し、適切な介護サービスや介護予防事業等につなぎ重度化の防止をすすめていきます。	論点①
拡充	介護予防・フレイル予防事業の再構築	・今後増大する高齢者人口や趣味やスポーツ、ボランティア、就労など多様化する介護予防・フレイル予防のニーズに対応するため、地域診断や事業評価に基づいた既存の事業の見直しを進めます。 ・同時に、「武蔵野市認定ヘルパー」や介護予防・日常生活支援総合事業等の見直しを検討します。	論点②

第2節－1 住まいの安定性の確保

分類	個別施策（案）	内容	第2回専門部会 「資料5」に 対応する論点
拡充	住まいの確保と安定居住の支援	・住宅確保要配慮者等で住まいの確保や居住の維持に課題を抱える市民に対し、民間賃貸住宅への転居に関する相談や入居支援、見守りなど居住中の支援や退去時の支援などを一体的に行う「住まいの総合支援窓口事業」を実施しています。事業は、福祉部門と住宅部門が共管し、専門性を有する居住支援法人への委託により行い、市民の住まいの確保及び安定した在宅生活の維持を図ります。従前実施していた「あんしん住まい推進事業」は本事業に再編しました。 ・住宅に困窮する世帯を対象とする市営住宅を引き続き運営するとともに、都営住宅やUR住宅等の公的住宅について情報提供を行います。	論点⑤

第2節－2 緊急時や日常生活における適切な支援体制の整備

分類	個別施策（案）	内容	第2回専門部会 「資料5」に 対応する論点
新規	頼れる身寄りがいない高齢者等への対応	・介護保険等の公的サービスでは対応できないニーズについて、民間サービスを含む様々な社会資源の活用を検討します。 ・住まいの総合支援窓口事業の取組みを進めます。 ・社会福祉法の改正による日常生活の支援や入院・入所の手続支援、死後の事務支援などを利用者のうち一定割合以上に無料または低額で提供する事業を検討します。	論点⑤ 論点⑦
拡充	日常生活支援事業の見直し	・頼れる身寄りがいない高齢者を含めたひとり暮らし、高齢者のみの世帯の高齢者の在宅生活の継続を支援するため、対象要件の拡充など既存のサービスの見直しを検討します。	論点⑤
拡充	高齢者の見守り支援	・主にひとり暮らし高齢者の孤立防止、安否確認を目的として、専門職等が週1回、決まった曜日・時間帯に電話による訪問を行う「高齢者安心コール事業」を継続します。 ・デジタル技術を活用した効果的かつ効率的な見守り方法である高齢者見守りライト事業をはじめとした高齢者の孤立防止、安否確認を目的とした事業の拡充を検討します。	論点⑤
	「見守り・孤立防止ネットワーク」による安否確認体制の充実	・「見守り・孤立防止ネットワーク」参加団体（住宅供給系、サービス提供事業者）によるそれぞれの通常業務の中での異変の発見・速やかな通報・相談窓口の周知の取組みを引き続き推進していきます。 ・ひとり暮らし高齢者の増加や消費者被害・認知症・生活困窮者・自殺対策等の課題に対応するため、高齢者支援のみならず様々な分野における参加団体の拡大と連携の強化を図ります。	論点⑤
	武蔵野市介護保険利用者負担額助成事業の継続	・在宅介護を支えるうえで重要な役割を持つサービスである訪問介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のうち訪問介護部分、第1号訪問事業、基準該当訪問介護の5サービスについて、所得の低い方の経済的負担を軽減し、安心して在宅サービスが継続できるように、非課税世帯には、利用者負担額10%のうち5%を助成します。 ・介護保険システムの標準化後も市独自事業である本事業を継続できるよう、制度の見直しも含めて検討を進めます。	論点⑳
拡充	市の高齢者施策の周知強化	・市の高齢者施策について、市報や出前講座などの周知に一層力を入れるとともに、団塊の世代が後期高齢期を迎えることから、インターネットやSNSの活用等、効果的な周知・広報の方法についても検討します。また、市公式アカウント等を活用し、各施策の周知等を図ります。 ・高齢者のデジタルデバインドへの対応として、スマートフォン体験会などを開催し高齢者のICT活用を推進します。 ・高齢者が必要とする各高齢者施策を適切に利用できるよう、在宅介護・地域包括支援センターの機能と役割に関する周知啓発活動を強化します。	論点①
	高齢者なんでも電話相談事業の推進	・市役所が閉庁しているときでも、24時間365日高齢者とその家族が抱える不安等について、専門職の相談員が電話で話をうかがい、適切なサービスや窓口を案内する体制を継続します。	論点③ 論点⑤

第2節－3 終活や権利擁護支援を活用した自己決定

分類	個別施策（案）	内容	第2回専門部会 「資料5」に 対応する論点
	エンディング（終活）支援事業の推進	・自己決定ができるうちに、介護や医療、人生最期の過ごし方等について考え、備えるきっかけとしてもらう「エンディング（終活）支援事業」を引き続き実施します。 ・エンディング支援事業と密接にかかわるACPもあわせて、高齢者本人に加え、その家族への普及・啓発を進めます。 ・エンディングノートは従来の配布場所に加えて、デジタルツール等を活用しより効果的な配布方法について、検討します。	論点⑤
	成年後見制度の地域連携ネットワークの推進	・武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会において、本市と福祉公社が中核機関をはじめ、サービス提供事業者や地域の関係機関と成年後見人等が連携し、法改正を含めた成年後見制度に関する様々な課題を共有していきます。	論点⑥
	武蔵野市成年後見利用支援センターの運営	・武蔵野市成年後見利用支援センターを、成年後見制度利用促進に係る中核機関として、本市と福祉公社が連携して運営し、成年後見制度の総合相談や普及・啓発に関する事業を実施していきます。 ・成年後見制度に関する法改正に適切に対応するとともに、市民への周知・啓発を実施します。	論点⑥

第3節（第5章第4節）－1 「新しい認知症観」の理解促進

分類	個別施策（案）	内容	第2回専門部会 「資料5」に 対応する論点
新規	「新しい認知症観」 の理解促進	・認知症のある人とその家族が暮らしやすいまちづくりのため、地域住民向け、事業者向けの「認知症サポーター養成講座」等を他分野との連携も図りながら実施することにより、認知症理解の促進、地域の認知症高齢者見守り意識の醸成を図るなど、心のバリアフリーの取組みを進めます。 ・市民社協とも連携し、小中学校を中心に認知症サポーター養成講座の出前講座を実施します。 ・一般向けの認知症サポーター養成講座だけでなく、地域の様々な団体に対して積極的に出前講座を実施します。 ・冊子「みんなで知ろう認知症」（認知症ケアパス）を改定し、「新しい認知症観」の理解促進を図ります。	論点⑨

第3節（第5章第4節）－2 認知症のある人の生活におけるその意思等の尊重

分類	個別施策（案）	内容	第2回専門部会 「資料5」に 対応する論点
	エンディング（終活）支援事業の推進 【再掲】	・自己決定ができるうちに、介護や医療、人生最期の過ごし方等について考え、備えるきっかけとしてもらう「エンディング（終活）支援事業」を引き続き実施します。 ・エンディング支援事業と密接にかかわるACPもあわせて、高齢者本人に加え、その家族への普及・啓発を進めます。 ・エンディングノートは従来の配布場所に加えて、デジタルツール等を活用しより効果的な配布方法について、検討します。	論点⑤
	武蔵野市成年後見利用支援センターの運営 【再掲】	・武蔵野市成年後見利用支援センターを、成年後見制度利用促進に係る中核機関として、本市と福祉公社が連携して運営し、成年後見制度の総合相談や普及・啓発に関する事業を実施していきます。 ・成年後見制度に関する法改正に適切に対応するとともに、市民への周知・啓発を実施します。	論点⑥

第3節（第5章第4節）－3 認知症に関する窓口・施策の周知

分類	個別施策（案）	内容	第2回専門部会 「資料5」に 対応する論点
拡充	認知症相談事業の推進	・認知症への不安を抱える高齢者や認知症状への対応に戸惑う家族を支えるため、認知症専門相談員や医師による面談相談を実施し、精神的な支援と早期対応を図ります。また、事業の効果的な周知方法を検討します。 ・若年性認知症のある人への相談やサービス提供等の支援体制について、東京都の専門機関と連携を図り対応します。	論点⑧

第3節（第5章第4節）－4 認知症に関するサービスの充実

分類	個別施策（案）	内容	第2回専門部会 「資料5」に 対応する論点
新規	認知症バリアフリーの推進	・認知症のある人が安心して暮らすことができる安全な地域づくりを推進します。 ・認知症になってもだれもが住み慣れた地域で生活ができるために、認知症のある人の意思を尊重し、市民や事業者、地域活動団体等による認知症のある人をささえるまちづくりを推進します。 ・認知症のある人が家に帰れなくなった際に、本人の家族が協力者に搜索を依頼し、早期発見・保護につなげられるスマートフォンのアプリである「みまもりあいアプリ」の登録を促進します。 ・ただいまシール（高齢者等見守りシール事業）を周知し、認知症のある人が安心して外出できるように推進します。	論点⑪
	認知機能低下予防の取組み	・運動不足の改善、生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症予防に資する可能性が示唆されていることから、いきいきサロン等の身近で通える場所などを拡充していきます。 ・認知機能低下予防に関する事業を「栄養、運動、社会参加」の視点で実施します。	論点① 論点⑩

第3節（第5章第4節）－5 認知症に関する支援体制の整備

分類	個別施策（案）	内容	第2回専門部会 「資料5」に 対応する論点
新規	社会参加の機会確保等の支援	・認知症のある人もそうでない人も参加できる「オレンジガーデンサポーター」（ゴーヤ等の野菜や花への水やりとラジオ体操を市役所1階正面玄関で行う事業）などの「チームオレンジ」に対する支援体制づくりを推進します。 ・各地域で行われている認知症カフェの支援を推進していきます。 ・認知症のある人の在宅生活の継続にあたり、「認知症高齢者見守り支援事業」の利用状況の分析を行い、本人・家族介護者のニーズの把握に努めます。本人の生活の質の維持・向上及び家族介護者の負担軽減のため、事業の充実を図ります ・本人ミーティング等の開催を支援することで、認知症のある人が自らの認知症に係る経験等を共有できる機会の創設を図ります。	論点⑨
拡充	認知症のある人への適時適切な支援体制の強化	・武蔵野赤十字病院認知症疾患医療センター、武蔵野市医師会、在宅介護・地域包括支援センターによる認知症初期集中支援チームを市内6か所の在宅介護・地域包括支援センターに設置し、認知症状の自覚がない等医療につながりにくい認知症が疑われる方に対する早期対応に取り組みます。 ・在宅医療・介護連携推進協議会の認知症連携部会において、医療・介護・福祉関係者が連携し、ニーズを的確に把握しながら、認知症のある方と家族介護者を支える体制強化に取り組みます。 ・もの忘れサポート検診を周知し、認知症に関する正しい知識の普及啓発と認知症の早期の診断及び対応を促進します。 ・認知症のある人が質の高い認知症ケアを受けられるよう日本版BPSDケアプログラムを介護事業者等に周知します。 ・地域包括支援センター等と連携して活動ができる「とうきょうオレンジドクター」の活動を支援し、地域における医療・介護の一層の連携と認知症対応力の向上を図ります。	論点⑩

第4節－1 介護者が孤立せずケアの集中を防ぐ

分類	個別施策（案）	内容	第2回専門部会 「資料5」に 対応する論点
	ダブルケア、トリプルケア等への支援や介護離職防止のための取組み	・親と子、自分の親と配偶者の親と子など、複数の家族に対する介護や育児の担い手及びヤングケアラーを支えるため、関係各課等との連携を図ります。 ・介護者の年代や、子育てと介護、複数人の介護などケアを必要とする対象者の違いによるニーズを把握し、支援を進めていきます。 ・就労している家族が参加しやすい曜日・時間帯での認知症や介護に関する講座を開催します。	論点⑫
	家族介護支援の推進	・在宅介護・地域包括支援センターや市内デイサービスセンターなどで、介護の知識や対応方法が得られる講座や相談・情報交換の機会を提供し、精神面と介護の手間軽減の面から家族介護者を支援します。 ・レスキューヘルパー事業により、介護者の急病、けが等により一時的に支援が必要な高齢者にヘルパーを派遣します。	論点⑫
	家族介護用品支給事業における紙おむつ等の適切な使用についてのアセスメントの強化	・低所得で中・重度の要介護者本人及び中・重度の要介護者を在宅で介護している家族に、紙おむつ等の介護用品を支給する家族介護用品支給事業を継続します。 ・住宅改修・福祉用具相談支援センターと連携し、利用者のＱＯＬ向上のため、紙おむつ等の適切な使用についてアセスメントの充実を図ります。	論点⑫

第4節－2 在宅生活支援の充実

分類	個別施策（案）	内容	第2回専門部会 「資料5」に 対応する論点
拡充	武蔵野市住宅改修・福祉用具相談支援センターとの連携	・在宅生活を継続するうえで、住環境の整備や福祉用具の利用は重要です。 ・介護負担の大きな要因である排泄ケアに関する相談機能の強化、ケアプラン指導研修事業によるケアマネジャー支援の充実により、住宅改修・福祉用具相談支援センターが市民やケアマネジャーにとって身近で専門的な相談窓口となるための取組みをさらに進めます。	論点⑫
	摂食嚥下支援体制の充実	・高齢者の生活の質の向上や低栄養の予防等を図るため、デイサービスや在宅高齢者への摂食嚥下の取組みをより一層推進します。 ・摂食嚥下の必要性を知ってもらうため、市民へ向けて普及啓発を行います。	論点⑫
	虐待防止の推進	・虐待の早期発見及び適切な援助を行うために、高齢者及び障害者虐待防止連絡会議の開催、介護サービス事業者及びケアマネジャーに対する虐待に関する研修の実施等を行います。 ・虐待による一時避難が必要な場合に備え、高齢者の安全を確保するための緊急一時保護施設を引き続き確保します。	論点⑬

第4節ー3 高齢者を支える多機能なサービス等の整備

分類	個別施策（案）	内容	第2回専門部会 「資料5」に 対応する論点
	（看護）小規模多機能型居宅介護の整備	・要介護者が在宅生活を継続するために（看護）小規模多機能型居宅介護（登録定員29名）の整備を推進します。	論点⑭
	認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）の整備	・認知症高齢者の増加、市内の認知症高齢者グループホームの入居者数の現状等を考慮し、認知症高齢者グループホーム（最大3ユニット27名）を整備します。	論点⑩ 論点⑭
	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業の実施	・認知症高齢者グループホーム等における老朽化に伴う大規模修繕等に要する経費に対し、国の交付金等を活用し補助することにより、利用者の安心・安全を確保するとともに、オーナー・異業者の事業継続を支援します。	論点⑮
	サービス付き高齢者向け住宅における医療・介護連携またはテンミリオンハウス事業との連携の推進	・高齢者が医療や介護が必要となっても、安心して住み続けることができる住まいを充実させるため、サービス付き高齢者向け住宅の整備における本市独自基準として、医療・介護連携型またはテンミリオンハウス併設とすることを引き続き求めていきます。 ・「社会保険法等の一部を改正する法律」により、中重度の要介護者等が入居する有料老人ホームを対象に登録制度が導入されます。これに伴い、サービス付き高齢者向け住宅の多くが対象となるため、制度改正に伴う影響等を研究しつつ、医療・介護連携、テンミリオンハウス事業以外の事業者との連携についても検討します。	論点⑭
新規	桜堤ケアハウスの大規模改修	・桜堤ケアハウスは開設から30年が経過し、建物及び付属設備に経年劣化が進んでいることから、施設の長寿命化のための大規模改修の実施に向けた準備を行います。令和12年度の着工に向けて、第10期期間中は実施設計や工事期間中の各事業ごとに運営体制の検討を行います。	論点⑮
新規	吉祥寺北町エリアにおける市施設の老朽化への対応の検討	・北町高齢者センターは「みずきっこ」の増設や小規模サービスハウスの廃止等、時代に応じて施設機能を変化させてきました。開設から約40年が経過し、建物及び付属設備の老朽化が進んでいることから、吉祥寺北町エリアの介護サービスの供給状況を踏まえながら今後の施設機能のあり方を検討します。 ・吉祥寺ナーシングホームは開設から約30年が経過し、建物及び付属設備に経年劣化が見られることから、老朽化への対応を養護老人ホーム（建物の約70%）を所有する東京都、運営事業者である社会福祉法人至誠学舎と共に検討します。	論点⑮

第5節－1 包括的な相談支援体制の強化

分類	個別施策（案）	内容	第2回専門部会 「資料5」に 対応する論点
拡充	在宅介護・地域包括支援センターの体制強化	・平成29（2017）年度の介護保険法改正により、地域包括支援センターの事業について評価を行うことが義務付けられたことを受け、市独自のきめ細かな評価スキームとPDCAサイクルを構築し、評価結果を地域包括ケア推進協議会に諮ります。 ・各在宅介護・地域包括支援センターの運営状況を把握しながら、引き続き必要な機能強化を図ります。 ・高齢者人口の増加や、多様化・複雑化する市民の支援ニーズへの対応などにより、地域包括ケアシステムの要となる在宅介護・地域包括支援センターの業務は増大をしており、体制強化を検討します。	論点③
	基幹型地域包括支援センターの相談支援の強化	・基幹型地域包括支援センターは、全市的な視点に立って、市内6か所の在宅介護・地域包括支援センター間の総合調整や後方支援を行います。 ・また、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮等の複合的な課題を抱えた相談について、武蔵野市包括的支援体制整備調整委員会等の場において介護分野の専門職の立場として積極的に関与し、関係各課等とさらなる連携を図ります。	論点③
拡充	包括的な相談支援体制の強化	・「8050問題」等の多様化・複雑化した支援ニーズに対応するため、庁内外の連携会議である総合支援調整会議を活用し、課題についての発見や検討、情報共有を図るとともに適宜適切な支援につなげられるよう、分野横断的な連携を強化します。 ・ひきこもり当事者の活動の場や、ひきこもりに関する地域の理解を深めるための講座などを開催します。 ・孤立防止の観点における「見守り・孤立防止ネットワーク連絡協議会」等とも引き続き連携を図ります。	論点③

第6節－1 医療と介護の連携による支援体制の整備

分類	個別施策（案）	内容	第2回専門部会 「資料5」に 対応する論点
	在宅医療と介護連携の強化	・在宅で医療と介護の両面からの支援を必要とする高齢者が安心して在宅生活が送れるよう、医療と介護の連携した対応が求められる「日常の療養支援」「入退院支援」「急変時の対応」「看取り」の場面を意識し、さらに連携の強化を深めます。 ・武蔵野市医師会に設置された「武蔵野市在宅医療介護連携支援室」では医療介護関係者からの相談を受け支援調整を行うだけでなく、医療と介護の連携を進める橋渡しをする役割も担い、医療・介護・地域をつなぐ地域連携のコーディネート機能としてさらに充実をはかります。 ・これまでの情報共有と連携の仕組みに加え医療DX・ICTも活用することにより医療・介護関係者間の情報共有と連携の強化を行います。	論点⑩
	暮らしの場における看取りの支援	・終末期のケアや医療に関する研修を行い、看取りへの理解と対応力の向上につなげます。 ・本人や家族が「人生の最終段階も含め、自分がどのように生活をしていきたいか」がイメージできるよう、ACP（人生会議）やエンディング支援事業について、市民への普及・啓発を進めます。 ・在宅での看取りを支える多職種を対象とした終末期ケア、看取りに関する勉強会や研修を行い理解と対応力の向上につなげます。 ・本人や家族を中心とした意思決定支援（ACP）について市民への普及・啓発を進めます。	論点⑩
	武蔵野市訪問看護と介護の連携強化事業による中・重度の要介護者の在宅生活継続支援	・平成27（2015）年度より要介護認定者に係る医療情報を、訪問看護事業者からケアマネジャーに提供し、事業者間の医療連携が行われた場合に交付する連携交付事業を実施しています。 ・平成30（2018）年7月支給分（国保連5月審査分）より、医療ニーズの高い単身高齢者等の在宅生活継続支援を図るため、24時間365日の連絡体制のある事業所等は2,000円、それ以外の場合には1,000円と連携費単価にインセンティブを付する等、事業のあり方を見直しました。 ・令和22（2040）年に向け高齢者及び中・重度の要介護者は更に増加し、在宅医療ニーズについても付随して増加することが予想されるため、本事業を継続して実施するとともに、各サービス提供事業者への事業の周知等についても継続して実施します。	論点⑪

第7節－1 高齢者とその家族を支える人材の確保・育成

分類	個別施策（案）	内容	第2回専門部会 「資料5」に 対応する論点
	地域包括ケア人材育成センターによる、総合的な人材確保・育成事業の充実	・①人材養成事業、②研修・相談事業、③就職支援事業、④事業者・団体支援事業の4つの事業について、一体的に実施を継続します。 ・オンライン研修など介護従事者がアプローチしやすい事業実施を検討するほか、介護の仕事に関する啓発事業についても継続して実施します。	論点①⑨
新規	介護専門職の業務の継続・スキルアップの支援	・介護人材の確保、定着を図るとともに専門性を発揮できる環境を確保するため、市内の介護事業所に所属する介護専門職に対して業務の継続、資格の取得に対する支援を行います。	論点①⑩
	外国人介護人材の支援	・受け入れ先となる事業所への支援と外国人介護人材本人への支援について、国や都の動向に注視しつつ、ヒアリング等によって実態や課題の把握に努めます。また、関係団体と連携して開催や情報提供など現状のニーズに沿った支援を行います。	論点①⑩
	ケアマネジメントの質の向上へ向けた体系的な教育・研修	・「武蔵野市ケアマネジャーガイドライン」を始め、ケアマネジャー全体研修会、地区別ケース検討会、ケアプラン指導研修、主任介護支援専門員研修等のケアマネジャー支援の取組みを体系的に整理し、オンラインでの方法も活用しながら、教育・研修を行っていきます。	論点①⑨
新規	ケアマネジャーの業務負担の軽減等の環境整備	・ケアマネジャーが専門性を生かし、個々の利用者に対するケアマネジメント業務に注力できるようにするために、本来業務以外の利用者支援について受け皿となる地域の社会資源等の整備を進めます。 ・ケアマネジャーの事務負担を軽減するために、居宅介護支援事業所に配置された事務職員の人件費の一部を補助します。	論点②⑩
	ケアリンピック武蔵野の開催	・介護と看護に従事する方々が誇りとやりがいを持って働きつづけられるよう、先進的な取組み事例の発表やポスターセッション（パネル展示）、介護サービス紹介等を引き続き行います。	論点①⑧
	武蔵野市の介護保険に貢献した永年従事者表彰制度	・永年介護現場で本市の市民生活を支え続けた介護・看護職員に対し、市長が永年従事者表彰を行います。	論点①⑧

第7節－2 高齢者とその家族を支える事業者の支援

分類	個別施策（案）	内容	第2回専門部会 「資料5」に 対応する論点
拡充	介護事業所の業務の効率化の取組み	・介護事業所のＩＣＴの活用の推進等による業務効率化への取組みの支援を行います。	論点㉑
	苦情相談対応・相談体制の推進	・介護保険に関する苦情や相談の機能充実を図るために、武蔵野市介護保険条例に位置付けたサービス相談調整専門員による相談体制を維持し、適正な介護サービスの提供と質の向上を促進します。	論点㉑
	第三者評価受審の促進	・福祉サービス事業者のサービスの質向上と利用者へ事業者の情報を提供するため、事業者の第三者評価の受審費の助成を行います。	論点㉑

第8節－1 災害や感染症が発生しても安心して生活できる

分類	個別施策（案）	内容	第2回専門部会 「資料5」に 対応する論点
	災害や感染症への対応	・事業所支援や高齢福祉分野で働く職員の安全確保について取組みを進めるとともに、介護サービス事業所の災害時・感染症発生時の業務継続計画（ＢＣＰ）の訓練・検証を支援し、安心して利用できる安定した高齢福祉サービス事業の継続を図ります。 ・基幹型地域包括支援センター及び在宅介護・地域包括支援センターの災害時の役割について検討し、平時からの備えを強化していきます。	論点㉒
拡充	避難行動支援体制の推進	・武蔵野市地域防災計画に基づき、個別避難計画の作成を含めた避難行動支援体制の整備を推進します。	論点㉒
拡充	福祉避難所運営体制の検討	・国から示された介護保険法と災害救助法の考え方や高齢者に対する支援のあり方に基づき、災害時協定を締結している福祉避難所や介護サービス事業所と支援のあり方や考え方をＢＣＰとあわせて整理を行い、改めて福祉避難所の運営体制の検討を行います。	論点㉒